

認定個人情報保護団体の対象事業者規則

(目的)

第1条 この規則は、認定個人情報保護団体として行う業務に関する規約に基づき、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「当団体」という。）が運営する認定個人情報保護団体の対象事業者について定めるものとする。

(対象事業者の種類)

第2条 対象事業者は、当団体の認定個人情報保護団体の対象事業者となることに同意した法人及び個人事業者とし、以下の種類をおく。

(1) 当団体の会員

当団体の正会員を指す。

(2) 関連団体の会員

当団体の理事会で関連団体となることを承認された団体の会員を指す。

(3) 一般登録会員

一般登録会員とは、①当団体又は②関連団体に属さない認定個人情報保護団体の対象事業者となることに同意した会員を指す。

(登録)

第3条 当団体の対象事業者となろうとするものは、別に定める申込書を当団体に提出し、別紙のように理事会の承認を得なければならない。

(登録料)

第4条 当団体の対象事業者は以下区分に従って登録料を納めなければならない。既納の登録料は、いかなる事由があっても返還しない。

- 2 資本金に従い下記の区分により登録料を定める。なお、特段の事由により資本金額によらずモバイル関連事業の売り上げにより会費区分を定めることを希望する会員が該当の申請を行い理事会もしくは幹事会にて承認を得た場合においては、理事会もしくは幹事会で定める条件を付して下記の区分により定めることもできる。

区分	資本金	関連事業売上額
1	30億円以上	100億円以上
2	5億円以上 30億円未満	50億円以上 100億円未満
3	1億円以上 5億円未満	5億円以上 50億円未満
4	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満
5	1,000万円未満	1億円未満

区分	MCF 会員 (P マーク付与事業者)	MCF 会員 (左記以外)	関連団体の 会員	一般 登録会員
1	無料	1 2 万円	4 2 万円	7 2 万円
2	無料	1 2 万円	4 0 万円	6 8 万円
3	無料	8 万円	3 0 万円	5 2 万円
4	無料	4 万円	1 6 万円	2 8 万円
5	無料	2 万円	6 万円	1 0 万円

登録料は仮登録が承認された月により上記の年登録料に下記の比率を乗じたものとする。(当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。)

仮登録承認月	比率
10月～12月	1
1月～3月	0.75
4月～6月	0.5
7月～9月	0.25

(特典)

第 5 条 対象事業者には以下の特典を付与するものとする。

- a. 苦情申出先として表示ができる。
- b. 個人情報（個人データ）及び匿名加工情報に関する最新の情報が提供される。
- c. 個人情報（個人データ）及び匿名加工情報に関する相談ができる。
- d. 当団体の個人情報保護指針を活用して個人情報（個人データ）及び匿名加工情報等の対応ができる。

(同意申込手続き)

第 6 条 第 3 条に規定の同意申込書により当団体が申し込みを受領し、登録に特段の不具合が認められず、理事において異議がない場合は仮登録を認められたものとする。

- 2 仮登録が認められた場合、申込者は、第 4 条に規定する登録料を指定する期限までに納入しなければならない。
- 3 仮登録が認められた申込者には第 5 条の対象事業者としての特典を付与する。

- 4 仮登録後に開催される理事会もしくは幹事会にて、登録の許可を得ることにより正式な登録とする。
- 5 理事会もしくは幹事会にて登録が不許可となった場合は、仮登録が取り消されたものとし、支払い済の登録料は返却する。

(施行期日)

平成29年5月26日

(改定日)

平成29年9月5日